

令和 7 年 9 月

第 9 回和光市教育委員会定例会会議録

和光市教育委員会

令和7年第9回和光市教育委員会定例会日程

令和7年9月25日（木曜日）午後1時30分開会

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 教育長の報告

日程第3 付議案件

（1）議案第28号 和光市子供のいじめ防止条例施行規則の一部を改正する規則を定めることについて

（2）議案第29号 令和8年度当初教職員人事異動方針・努力事項について

（3）議案第30号 和光市教育委員会事務局職員の人事について
(非公開)

（4）議案第31号 和光市教育委員会事務局職員の人事について
(非公開)

日程第4 協議・報告事項

（1）和光市議会9月定例会における一般質問について

（2）和光市学校災害補償規則の制定について

（3）和光市立学校における盗撮防止ガイドラインの策定に向けて

（4）和光市社会教育委員補欠委員の委嘱について

（5）わしやもんこども助成金審査会審査委員の推薦について

日程第5 その他（教育委員諸報告・委員質問・事務局報告など）

出席委員（5名）

教育長	石川 育
教育長職務代理者	山田 実
委 員	村中 秀人
委 員	牧 江利子
委 員	天内 綾

欠席委員（なし）

議事参与者

教育委員会事務局教育部長	横山 英子
〃 次長兼教育総務課長	大塚 欣也
〃 次長兼学校教育課長	辻 英一
〃 生涯学習課長	細野 千恵
〃 スポーツ青少年課長	森谷 聰子

傍聴人（なし）

開会 午後 1時30分

○石川教育長 皆さん、こんにちは。

今年の夏の暑さは、平年と比べて2.3度ほど高く、気象庁が統計を取り始めてから最も高くなつたそうなんですが、今週はだいぶ過ごしやすくなつてきて、このまま秋に移行してくれるといいなというふうに思つてゐるところです。

また、来月4日開催の小学校8校の運動会の練習も始まつてゐるようですが、運動会当日、時間が許せば参観していただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次第に従つて進行してまいります。

◎会議録署名委員の指名について

○石川教育長 日程第1、会議録署名委員の指名について。

第9回の署名委員は村中委員にお願いいたします。

◎教育長の報告

○石川教育長 日程第2、教育長の報告をいたします。

資料1を御覧ください。

1日月曜日、白子小学校のあいさつ運動に参加をしました。その後、給食協会の辞令交付をいたしました。

2日火曜日、第二中学校のあいさつ運動に参加をしました。その後、定例校長会議を開催しました。

3日水曜日、第三小学校のあいさつ運動に参加をしました。

4日木曜日、本町小学校のあいさつ運動に参加をしました。

8日月曜日、中学生英語弁論・暗唱大会に出席をしました。また、第4回南部教育長会議にオンラインで出席をしました。

9日火曜日、和光市議会、一般質問第一日目。

10日水曜日、一般質問第二日目。

11日木曜日、一般質問第三日目。

12日金曜日、一般質問第四日目に出席をいたしました。

14日日曜日、第56回和光市少年野球秋季大会開会式に出席をいたしました。

18日木曜日、定例教頭会議を開催しました。

19日金曜日、和光市議会、討論・採決の後、閉会されました。

20日土曜日、サンアゼリアの企画展示室で開催された不登校の親の会に出席をいたしました。

22日月曜日、総務・人事・学事に関する学校訪問ということで、県教育局南部教育事務所と共に、第三中学校、本町小学校、北原小学校を訪問しました。

24日水曜日、インフォメーションシェアリングに出席をしました。

25日木曜日、本日ですが、午前中に和光市スポーツ賞選定委員会に出席をし、現在、定例教育委員会を開催しているところです。

26日金曜日、臨時校長会議を開催します。

30日火曜日、午前中に第2回図書館協議会に出席をします。午後は臨時政策会議に出席をし、その後、大和中学校と第二中学校の生徒の大会などの報告ということでの表敬訪問を予定しております。

以上になります。

◎付議案件

○石川教育長 続いて、日程第3、付議案件。

本日の付議案件は3件になります。

議案第28号 和光市子供のいじめ防止条例施行規則の一部を改正する規則を定めることについて。

それでは、担当課から説明をお願いいたします。

○辻次長 それでは資料2、議案第28号 和光市子供のいじめ防止条例施行規則の一部を改正する規則を定めることについて説明します。

本議案は、和光市子供のいじめ防止条例施行規則において、和光市いじめ問題対策連絡協議会の会長に副市長を充てる旨、規定されていますが、副市長が不在となる場合の対応について定めがないため、それに関連する規定を整備したいことから、この案を提出するものです。

資料の改正前と改正後のところを御覧いただくとあるかと思いますが、会長は、これまで副市長を充てることとなっていましたが、不在等の場合には、企画部長を充てる

ことができるようになりました。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○石川教育長 それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願ひいたします。

お願ひします。

○山田委員 改正後の3番の下の「会長を置かないとき」というのはどういう意味でしょうか。会長に事故あるときは分かるんですが、会長を置かないときというのは、どんなケースでしょうか。

○辻次長 恐らく1項と3項は同じことを言っているんじゃないかというところで、こちらでも、これはどうなのかというのはあったんですけども、最終的にこれを審査していただいていたときには、全序的に、こういうふうな改正があるところで、企画部長のほうを副市長のところに充てるというふうな話の中で変えたんですけども、第3項について、こういうふうに1項でそう言っているから変えなくていいんじゃないかなという話で、こちらでは言っていたんですけども、専門のところの担当部署からは、3項のこの文言の形を入れないことはないかなということで入れてあるという説明を受け、こちらでは法的なものなので、それで入れたというところで、ちょっと、こちらも難しいところはあるんだなという……

○山田委員 難しいですね、分かりました。

○辻次長 そういうふうな認識ではありますが、でも、おっしゃることは非常に……

○山田委員 僕のレベルでは、ちょっと理解できないという。

○辻次長 そのことを第1項だけ変えればいいかなと思ったんです。1項に企画部長だけ入れればいいかなと思ったんですけども、3項は欠けたときだけでも問題ないかなと思ったんですが、置かないというふうなことをあえて入れる必要があるんですかという質問を実はして、でも、こちらを入れない理由がないというふうな、そういう答えだったんで……

○山田委員 同じだったのですよね。

○辻次長 すみません、こういう法律の専門的なところなのかなということで最終的には。

○山田委員 分かりました。

○辻次長 すみません。

○石川教育長 よろしいでしょうか。

○山田委員 はい。

○石川教育長 ほかにいかがですか。

(発言する者なし)

○石川教育長 それでは、御質問、御意見、ないようすで、質疑を終了させていただきます。

採決します。議案第28号 和光市子供のいじめ防止条例施行規則の一部を改正する規則を定めることについて、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○石川教育長 異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第28号 和光市子供のいじめ防止条例施行規則の一部を改正する規則を定めることについては、原案どおり承認されました。

次に進みます。

議案第29号 令和8年度当初教職員人事異動方針・努力事項について。

それでは、説明をお願いします。

○辻次長 それでは、資料3になります。

議案第29号 令和8年度当初教職員人事異動方針・努力事項について、説明いたします。

本議案は、令和8年度当初人事異動を進めるに当たり、埼玉県教育委員会の令和8年度当初人事異動方針等に基づき、和光市の人事異動方針・努力事項を定めるものです。

まず、1、異動の基本方針です。

(1) 埼玉県教育委員会の令和8年度当初教職員人事異動方針及び令和8年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項に基づき、円滑・適正な人事異動を行い、本市学校教育の活性化と充実・発展を図る。

(2) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均等化に努め、地域差や学校差を是正する。特に、学校の気風を刷新し、充実した教育の推進を図るため、積極的な人事の交流に努める。

(3) 本市教育水準の向上と人材育成を期し、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、教育効果を高めるため全市的視野に立って人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。その際、女性教職員の個々の能力が十分に発揮できるよう配置に努める。また、障害のある教職員については、個々の障害の状

況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

(4) 新規採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努める。

(5) 再任用職員については、従前の職務実績に基づく選考により再任用する。なお、役職定年後の教職員及び再任用職員は、当分の間、本市教育委員会所管の学校への配置を原則とするが、これにより難い場合は広域的な異動により適切に配置を行う。

以上、(1)から(5)を基本方針とするものです。

続いて、2、努力事項について説明します。

(1) 異動については、本人の意向の把握と校長の具申を尊重し、埼玉県教育委員会の令和8年度当初教職員人事異動方針及び令和8年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項を基本として人事異動を進めるとともに、教職員の視野を広げ、職務経験を豊かにするため市町村間の異動を積極的に行う。

(2) 各学校間の教職員構成（性別・年齢・教科・特性、能力、勤務実績、職務経験、男女比等）の均衡化・適正化を考慮し、長期的展望に立って教職員組織の充実を図るため、適材を適時に適正に配置するよう異動を行う。

(3) 教職員の過員を調整するための異動は、市町村間・教育事務所間及び校種間の異動も含め、重点的かつ優先的に人事異動を行う。また、小・中学校間の異動については、資格及び特性等を考慮して行う。

(4) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員、事務職員及び学校栄養職員は、同一校在籍10年以内に異動を行う。特に、7年以上の教職員については、積極的に異動を行う。

(5) 新規採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後6年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。

(6) 魅力ある学校づくりを推進するために、市町村間の異動に努める。

(7) 小・中学校9年間を一貫した教育の推進を図るために、小・中学校間の異動に努める。

(8) 教職員の心身の状況に応じて、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

(9) 子育てや介護など、教職員の家庭状況に応じ、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

- (10) 同一校在職3年以上の教職員については、異動対象とする。
- (11) 同一校在職3年未満、産休・育休等を取得中及び妊娠中、休職中の教職員については、原則として異動を行わない。
- (12) 本市教育の活性化を図るために、可能な限り新規採用教員の受け入れを行う。
- (13) 管理職の異動については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。また、原則として、校長・教頭の同時異動は行わない。
- (14) 勧奨退職については、学校職員勧奨退職取扱要綱に定めるところによるものとする。

令和7年度、退職の勧奨は原則行わない。ただし、勧奨退職制度を廃止するものではないことから、退職を願い出た者の中で、当該制度の趣旨に沿う場合には柔軟に対応する。

以上、(1)から(14)を努力事項とするものです。

県の方針も後ろについているかと思いますが、昨年度の方針と比べたところ、変わっていたところは日付や年度の数字の部分と、それから「新採用の教員」という言葉が「新規採用の教員」、混在していたところが統一されました。

それから、先ほどこちらで申し上げましたが、令和7年度の退職の勧奨は原則行わないことの3点が変わっていたことを確認しましたので、本市の方針についても日付ですか年度の数字、それから新規採用職員の文言、それから退職の勧奨について(14)のところに県と同じ文言を加えたところが変わったところです。赤字見え消しもついているかと思いますので、そちらも併せて御確認いただけたらと思います。御審議のほどよろしくお願いします。

○石川教育長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしくお願ひいたします。

○山田委員 努力事項の2番のところで、適材を適時に適正に配置するという句がありますけれども、この適材の教員の方々のバランスを取って配置するんですが、この特性や能力、勤務実績、これは委員会のほうで把握できているのか、それとも各学校の管理職がある程度把握したものを委員会に上げて、その辺でバランスを取っていっているのか、その辺はどうなんですか。

○辻次長 両方の情報は共有はしています。こちらからも各学校に直接出向いて、毎年学

校訪問もしておりますし、必要に応じて、それ以外のところでも訪れて、直接、目で確認しているとともに、全ての時間は見られないので、校長先生のほうからのヒアリングも含めて情報を入手しております。

○山田委員 分かりました。それと、中学校間の異動は、前にも質問したかもしれないですかけれども、教員免許を小学校、中学校、両方持っている先生がやるということですか。あとは、教科で対応していくとか、そういうことでしたっけ。

○辻次長 それぞれの学校に勤務するところに必要なそれぞれの校種の免許が必要になりますので、中学校で勤務するには、小学校だけでは原則勤務はできないので中学校の免許を持っている方が、とか。小学校で勤務するには、中学校の先生でも小学校の免許を持っていなければというのが原則になっています。

○山田委員 両方持っている先生方はたくさんいらっしゃるんですか。

○辻次長 そうですね、結構持っている方はいます。

○山田委員 分かりました。

○石川教育長 よろしいですか。

○山田委員 はい。

○石川教育長 ほかにいかがですか。

お願いします。

○天内委員 この1番の（3）のところなんですが、上から3行目のところに「その際、女性教職員の個々の能力が」という文言があるんですけれども、これはもう県の内容をそのまま踏襲して、女性というのを入れているものになりますか。女性に限らず、男性であっても、皆さんがあれぞれ個々の能力を発揮するというような内容のほうがふさわしいのかなというふうに思ったんですけども、いかがでしょうか。

○辻次長 確認をして、ちょっと調べますので。

○天内委員 そのままでもいいんですけども、何か男女限らず、皆さんのが個性を持ってという内容のほうがいいのかなと思っての……

○山田委員 あえて女性を何かで入れたんですよね。

○村中委員 入れることによって、わざわざ性差別を持っているよというのを、感情があるよと言っているようなものですね、書いていたら。

○辻次長 よろしいですか。今確認できたんですけども、お手元には、県の教職員人事異動方針の細部事項が資料の後ろについているかと思うんですが、その2、転任・転

補関係の（17）、ここに「女性教職員の異動については、個々の能力が十分に発揮できるよう配慮する」という文言が、すみません、即答できなくて申し訳なかったんすけれども、こちらには基づいてということになります。

○石川教育長 よろしいですか。

○天内委員 はい、分かりました。

○山田委員 県だけじゃなくて、全国的にどうなんですかね。

○石川教育長 いろんな意味合いがあると思うんですけども、例えば先ほど市の細部事項、努力事項のところでも、妊娠や育休や休職の部分があったかと思うんです。そういった個々の状況に配慮するという意味合いも含めて、この文言は書かれている意味合いもあると思います。

また、学校によっては男女バランスがうまく取れているところと、そうじゃないとすると、例えば宿泊学習に行ったときに、男性教員は男子の指導を宿泊するときしますし、女性教員は女子の指導をするわけですけれども、当然そのバランスが崩れてしまうと、なかなか指導しづらい、大変だと思いますけれども、そういった意味も含めてバランスを取っていくというような意味合いも含まれているというふうな解釈はできるかと思います。

記憶はたしかじゃないんですが、たしか、これを書いたとき、女性管理職が少ないというようなことがあって、その意向を持っているような人たちが活躍できるようなというような意味合いで説明を県から受けた記憶もあります。

よろしいでしょうか。

○天内委員 はい。

○石川教育長 ほかにいかがでしょうか。

（発言する者なし）

○石川教育長 よろしいですか。

それでは、質疑を終了させていただきます。

採決します。議案第29号 令和8年度当初教職員人事異動方針・努力事項について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○石川教育長 異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第29号 令和8年度当初教職員人事異動方針・努力事項については、原案どおり承認されました。

次に進みます。

次に、議案第30号 和光市教育委員会事務局職員の人事異動については人事案件ですので非公開といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○石川教育長 異議なしの声がありましたので、非公開といたします。

後ほど関係者以外の方の退席後に行いたいと思います。

次に進みます。

はい、大塚次長。

○大塚次長 ここで今回、当初の予定では3件の議案とさせていただいておりましたが、追加で1件、議案を提出させていただきたいと考えております。

議題の名称としましては、和光市教育委員会事務局職員の人事についてとなります。こちらの件についても人事案件になりますので、審議の際は非公開でお願いしたいと考えております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○石川教育長 それでは、議案第31号 和光市教育委員会事務局職員の人事について、ただいま事務局より新たに上程したいとの声がありましたので、お諮りします。

議案第31号 和光市教育委員会事務局職員の人事について、本定例会に上程するということでおよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○石川教育長 異議なしの声がありましたので異議なしと認め、本定例会に上程することとします。

また、議案第31号 和光市教育委員会事務局職員の人事についても人事案件ですので非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○石川教育長 それでは、異議なしの声がありましたので、非公開といたします。

後ほど関係者以外の方の退席後に行います。

付議案件は以上になります。

◎協議・報告事項

○石川教育長 続いて、日程第4 協議・報告事項。

本日の協議・報告事項は5点あります。

初めに、和光市議会9月定例会における一般質問について説明をお願いします。

○横山部長 私から和光市議会9月定例会について御報告をさせていただきます。

和光市議会9月定例会は、令和7年8月26日から9月19日まで開催されました。

教育委員会に関連する議案は、初めに、教育長の任命ですが、市長部局が提出した人事案件になります。こちらにつきましては石川教育長の再任の議決をいただいております。

人事案件以外につきましては、指定管理の選定に関するもの、合計4本となります。

和光市児童館、学童クラブ及びわこうっこクラブの管理を行わせる指定管理者の指定については、それぞれ、北、中央、南のエリアごとに出しましたので合計3本、そして和光市アーバンアクア公園の管理を行わせる指定管理者の指定についてです。合計4本の議案につきましては議決をいただいております。

それでは、教育委員会に関連します一般質問の答弁概要を報告させていただきます。

資料4を御覧いただけますでしょうか。

まず、第1日目ですが、齋藤議員からの御質問は2つです。

初めに、睡眠教育の推進です。

各学校での睡眠や生活リズムの重要性について、継続的に指導する機会を設けていることを説明した上で、議員からお話があった大阪府堺市の事例、睡眠についての授業や睡眠状況の調査、個別面談等を通じて、こどもたちの生活習慣の改善を図る取組については、教育課程に係る各学校の取組は各学校の判断となることから、今後、各学校へ情報提供等を検討する旨、お答えしております。

2つ目は、校庭スプリンクラーについてです。

各学校のスプリンクラーに不具合が多く満足に使用できない現状を踏まえ、近隣に砂ぼこりを飛散させないように、また、夏の暑さを少しでも和らげるため、今後、ホースの交換など必要な対応を図っていくことをお答えいたしました。

次に、内山議員からは、ラジオ体操についてです。

ラジオ体操を掲載している市のホームページが古い情報で更新されていなかつたことをお詫びし、随時更新していくことをお話ししました。

さらに、今後、前に立つ指導者が見る人、参加している側の動作と逆の動作をする逆体操を行える指導者を養成するための講座を検討する旨、お答えをいたしました。

次に、待鳥議員からは2つの質問になります。

1つ目は、教職員の性犯罪防止対策についてです。

市では、県費市費負担教員は、任用時に特定免許状失効者等に関するデータベースを活用し、性犯罪歴の有無を確認していることや、各学校施設において死角をつくらないようによることと、生徒指導において複数の教職員で対応することを指導し確認していることを答弁しております。

2つ目は、教職員の保護者等への対応についてです。

各学校において児童・生徒や保護者への対応を1人の教職員が抱え込むことがないよう、管理職を中心とした組織的な対応、体制が整備されていること。その組織的な応援体制の下、教育委員会との連携により事案の適切な解決と教職員の負担軽減に努めていることを答弁しております。

2日目の吉田武司議員からは2つの質問です。

1つ目は、小・中学校のトイレ改修についてです。

現在の洋式化率について、平成26年度までは洋式化を進めつつも、和式便器の使い方を学ぶことも必要との考えもあり、一部和式便器を残す方針であったことから、校舎は83パーセント、体育館は69パーセントであることをお答えしました。

また、第三小学校体育館トイレの改修が遅れているのは、構造上の問題があり、便器を交換するだけでは済まないためであって、今後、何か改善できる手法がないか、引き続き検討することをお答えしております。

2つ目は、小・中学校児童・生徒数の今後の推移についてです。

第五次和光市総合振興計画の中間見直しに当たり実施した和光市基礎調査報告書によると、年少人口は今後減少傾向にあると見込まれ、これを踏まえると、市内の小・中学校における全体の児童・生徒数は今後減少していくものと想定している旨をお答えいたしました。

岩澤議員からは、C12型蒸気機関車85号機の保全・活用についての御質問です。

今後、この機関車の将来像として、文化資源ですとか観光資源としての活用や、より多くの方に触れる場所への移設をする考えについての御質問でした。

こどもや地域に親しまれてきたことから、この機関車は第四小学校のシンボルとしての価値を尊重し、第四小学校での保存を考えていること。また、移設を検討する場合は、こどもたちや学校関係者、地域の皆様の機関車への思いもあるため、検討する場合は地

域の方々の御理解、御協力をいただくことを前提とするという旨、お答えいたしました。

3日目は、内田議員から3つの御質問をいただきました。

まず1つ目は、教育委員会の後援についてですが、こちらは後援が承認される要件を御説明し、今後ホームページ等に申請手続を公表していく方向で取り組んでいることをお答えいたしました。

2つ目の主権者教育への取組については、市役所や議会の見学など、体験的な活動について、準備や移動に時間を要するため、その実施については各学校の判断に委ねられていることが現状であることと、しかしながら、主権者教育の一環として効果的であるため、教育委員会として議場見学会や意見交換会などの企画には、その教育的意義や内容、学校現場の意向を踏まえながら、周知や調整等に努めていくことをお答えしております。

3つ目のスポーツマップの新設につきましては、市内スポーツ団体の情報をまとめたものとして整理し、来年5月に公開を予定しているシティプロモーションの特設サイト「わが街ポータル」の活用も含めて、スポーツ団体との調整を図りながら、今後、検討することを答弁しております。

次に、片山議員からは4つの質問がありました。

1つ目は、小・中学校の夏休み期間の見直しについては、現在、夏季休業の期間や学期の終了、開始の時期を変更する検討は行っていないこと。

2つ目の登下校時の熱中症対策については、ハンディファンなど電子機器類は発火の安全性などの観点から、児童の持込みは認めておらず、水筒や日傘については、各学校の判断ですが、今後、安全に配慮した露先がとがっていないこども用の日傘について、各学校へ情報提供を行う旨、お答えしました。

3つ目は、交通指導員の熱中症対策ですが、交通指導員はシルバー人材センターに登録された60歳以上の地域の方々に支えられており、熱中症対策については特に重要であると認識していることから、引き続き、つばの長い帽子ですとか、ファン付ベスト等の支給などを検討する旨をお答えしております。

4つ目は、下校時のゲリラ豪雨対策についてです。

大雨や台風通過後の川の増水など、さらなる災害が発生する可能性があることは想定しておくべき事象であると認識しており、各学校は児童・生徒の命の安全確保を最優先に、日頃から自分の身を守る行動を取るよう指導するとともに、状況に応じて学校内へ

の留置きや、保護者による引取りなどの対応を図っていくことをお答えしております。

次に、松永議員からは2つの御質問がありました。

1つ目は、公共施設における備品の修繕状況と対応として、全庁的な御質問としていただきました。

教育委員会が所管している施設としましては、総合体育館のメインアリーナ観客席の一部において、木材が剥離しているものがあるため、一部使用を中止しているものがあるものの、そのほかの椅子ですとか机などの備品につきましては、その状態によって、修繕や新品との入替えを随時実施していることをお答えしました。

2つ目のLED化の推進状況につきましては、この10年余りの間に建築された下新倉小学校などには、当初からLED照明を設置していますが、それ以外の施設につきましては、照明器具の不具合により更新が必要になった際ですとか、大規模改修工事の機会などを捉えて、施設の一部のみがLED化となっていることをお答えしました。今後につきましては、蛍光灯の製造終了が予定されております令和9年末を一つの目途として、施設の状況や管理形態を踏まえながら対応の在り方について検討を進めていることをお答えしております。

以上が一般質問の内容になります。

○石川教育長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問等ございますか。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○石川教育長 それでは続いて、(2) 和光市学校災害補償規則の制定について、説明をお願いします。

○辻次長 和光市学校災害補償規則について説明します。

報告となります、本規則は令和7年9月2日付、和光市規則第44号にて施行となりました。

市では、学校の管理下での事故対応のために、全国市長会学校災害賠償補償保険に平成12年から加入しております、加入当時は、学校施設に瑕疵があった場合の学校賠償責任保険と学校管理下にある児童・生徒等の死亡ですとか後遺障害に対応する学校災害補償保険に対応してきたところです。その後、平成30年に契約の変更を行い、入院、通院に補償範囲を広げております。

これまで保険契約の内容に基づいて補償対応を行ってまいりましたが、契約の内容と実際の支払対象となる事案との間にずれが生じることがないよう、保険契約の内容と契約類型における補償金額と同一の内容を規則として整備することを全国市長会のほうも推奨しておりますことから、制度整備の観点から、今回、本規則を制定したところです。

以上です。

○石川教育長 それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見、ございましたらお願いいたします。

○山田委員 今回はもう全国市長会学校災害賠償保険というのに加入をしている。その以前は、また違う保険に入っていたんですか。

○辻次長 平成12年より前まで、すみません、こちらで確認はしていないんですが……

○山田委員 12年以降は、この全国……

○辻次長 はい。

○石川教育長 こどもたちが学校だけがをしたような場合には、スポーツ振興センターというところで、かかった費用分が支払われるという仕組みがあるんですけれども、それとは別に、今回の場合ですと入院もしくは通院した場合には、そのスポーツ振興センターから出される費用とは別に、全国市長会学校災害賠償補償保険からお金が支払われるというような仕組みのものであって、それを保険の現状に合うように規則を定めたということになるわけですかね。

○辻次長 はい。

○石川教育長 よろしいでしょうか。

○山田委員 はい。

○石川教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○石川教育長 それでは次に、(3) 和光市立学校における盗撮防止ガイドラインの策定に向けて、説明をお願いいたします。

○辻次長 資料6を御覧ください。

和光市立学校における盗撮防止等ガイドラインの策定について報告いたします。

昨今、全国及び県内で教職員による盗撮による事故が多発しております、盗撮を未然に防止し、児童・生徒や教職員等のプライバシーと安全を守るために、盗撮防止法ガ

イドラインを策定することとなりました。

本市では、まず各学校でスマートフォンの使用規定の作成を行い、現在、本市のガイドラインの策定を進めているところです。

資料のほうを御覧いただきまして、案と書かれているガイドラインは、おおむね県のほうが示している市町村立学校のものと同様となっております。そちらの県のほうのもの後ろについているかと思います。

赤字で記載している箇所につきましては、こちらで加筆修正をしておりますので、確認いただけたらと思います。特に主なものについて少し説明をします。

まず2ページ（2）のア、個人所有（私有）のスマートフォン等の持込みについては、原則持込み禁止としておりますが、児童・生徒の安全上、緊急または臨時の措置として使用する可能性があるために、校長に事前申請を行う許可制としました。申請については必要な手続を踏むようにしております。

ガイドライン策定に向けての今後のスケジュールについてですが、本日お示しした案につきまして、この後、御意見、御質問等お受けします。会の終了後、お持ち帰りいただいた後も含めて、お気づきの点とか、何かありましたら1週間ぐらい、来週いっぱいまでに教育総務課のほうまで、いつものメールで御連絡いただけたらと思います。

次回、10月の定例教育委員会のほうで報告することで、あとは学校に周知のほうをしたいと考えております。

最後に、盗撮防止に係る一斉点検を和光市内全ての学校で7月20日前後、ちょうど1学期が終わる頃、それから2学期の始業式前に2回ほど行っております。点検の結果、これまで不審なものが見つかったという報告はありませんでしたが、今後も点検も含めて事故防止に努めてまいりたいと思います。

こちらからは以上です。

○石川教育長 説明ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見ございますでしょうか。

○山田委員 点検というのは目視でやっているんですか。それとも何か小さいカメラでやると分からぬようなものがあって、何か電波を発信しているから、それをキャッチ…

…

○辻次長 今回は目視です。

○山田委員 目視ですか。

○辻次長 人の力でやりしました。

○石川教育長 他自治体で1学期に連続して盗撮の事件が起ったかと思うんですけれども、この和光市立学校における盗撮防止等ガイドラインの案の後ろに、写しで和教学第358号というのがあるかと思うんですが、一連の盗撮事件を受けまして、7月17日の時点で学校教育課のほうから取扱いについてということで、取り急ぎこの文書を発出をして、各学校で対応してもらっていました。

ただ、あくまで通知だけですと、浸透する力や継続性が弱いということで、県のほうで盗撮防止等のガイドラインのひな形を受けて、市のほうで、さらにこれについて強化をしていくというようなことでの案になります。

○山田委員 授業の中で、先生がスマートフォンを使って何か授業を進めていかなければいけないとか、その必要に応じてやらなきゃいけないようなことというのは、今の時代、スマートフォンで、もうどんどん進んでいくような時代ですから、その辺のところはどうなんですか。

○石川教育長 それについては、あくまで個人所有のスマートフォンは、このガイドラインの前の通知の段階から使わないと。ただし、校務用のタブレットをその代わりに使うというような方向で学校のほうにはお知らせはしています。

ただ、実際にタブレットを持っていったときに、校務用タブレットは通信機能はないので、例えば通信ができない場面で、こどもに緊急事態が発生するようなことが起こり得る場合、そういうときに事前に校長に許可を得て、こうこうこういう事情で、例えば学校外に出て、地域巡りをしているような場合に危険性があるというようなときには、事前の許可の下に持ち込むというような体制を、この1学期の段階で各学校で取組をしたというところであります。

○山田委員 学校外では特に必要ですよね、緊急時。

○石川教育長 そうですね、校内においても、緊急に各教室から職員室なりなんなりに連絡が行くような体制が取られればいいんですが、それについては教育総務課のほうで、今、調べてくれていて、それが実用可能かどうかということも、また検証をしていこうかなとは思っております。

○山田委員 それに絡んで、学校の電話が通じない時間帯というのがありますよね。登校しているときに、こどもが何か事故に遭ったとか、何かけがをしたとか、そういうときに電話をしても、教育委員会に連絡しなければいけないと、そういう緊急時のときの対

応、それは携帯を持っていないと、余計何かいろいろな部分で、この盗撮のために、そういうところが逆にマイナスになるところが出てしまう。今、一時的にこういうのを進めても、いずれは、やっぱりモラルの問題ですから、そういうところの先生方の教育というか、先生に対する教育をしっかりとしていくことが重要であるかなと。

それで、性犯罪というのは、この間、ちょっと研修を受けてきたんですけども、自分は悪いとは思っていないような人、気持ちでやってしまうケースがあるらしいんですよ。自分は見つからないとか、そういう何か考えの中で進めていってしまう。見つかったとしても、何か自分は悪くはないみたいな、そういうふうに自分を擁護することが結構あって、再犯率も高いという。

根本的には、さっき言った、データで先生の性犯罪歴をしっかりと捉えてやるのも大事ですけれども、先生になるための大切な教育の一環として、そういう性に対する犯罪に対する、性だけじゃなくて、犯罪に対する全てのことに関して学ぶということが必要かなと思います。それは全ての人に言えることなんだけれども、先生だけじゃないです。

○石川教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○石川教育長 それでは、細部を見ていただいて、来週いっぱいくらいまでに、御意見があればお寄せいただければと思います。

次に、（4）和光市社会教育委員補欠委員の委嘱について、説明をお願いします。

○細野課長 それでは資料7を御覧ください。

和光市の社会教育委員については、和光市文化団体連合会からの選出委員であった方から辞任のお申出があったことにより、先月8月の定例教育委員会でその方の職を解くことについての審議をいただいたところです。その後、改めて文化団体連合会から後任の委員の候補者を推薦いただきましたので、こちらについては和光市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条により、教育長決裁で委嘱を決定させていただきましたので、その御報告になります。

名簿で申し上げますと、上から4番目の桜井栄美子氏、この方を後任の委員として委嘱をいたしました。任期については、前任の方の残任期間となりますので、令和7年8月29日から令和9年6月30日となります。

以上御報告です。よろしくお願ひします。

○石川教育長 ありがとうございました。

何か御質問等ござりますか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○石川教育長 では次に、(5) わしやもんこども助成金審査会審査委員会の推薦について、担当課からお願ひします。

○大塚次長 それでは説明させていただきます。

このわしやもんこども助成金審査会審査委員の推薦については、和光市社会福祉協議会から依頼を受けたものですが、既に天内委員に内諾済みであるということで、天内委員を指名して推薦の依頼が来ております。そういう状況がありますので、今回、審議いただくというよりは、天内委員を推薦するものとして御報告をさせていただくという内容となっております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○石川教育長 では、よろしくお願ひします。

○天内委員 よろしくお願ひします。

◎その他（教育委員諸報告・事務局報告など）

○石川教育長 それでは、続きまして、日程第5、その他に移ります。

各教育委員より諸報告があれば、この場でお願いいたします。

何かござりますか。

はい、どうぞ。

○山田委員 先日、教育委員会の共催をいたいたい不登校の親の会が開催されまして、教育長さんもお忙しい中、来ていただいたんですが、御挨拶もいただきましてありがとうございました。

親を対象ということで、スポットで、そういう対象者の親に学校側から連絡をしていただいて参加を募ったんですけども、なかなか周知するというのが難しいかなというふうに、不登校の関係ということだけでは難しかったんですが、全体で10名程度の参加があったんですが、内容としては非常に、講師の先生の講話がよかったです、グループワークもすごく盛り上がったし、やっぱり、ふだん自分で抱えているところを同じ親

同士で共有できたというのがすごいよかったです。

その後に、支援センターのセンター長や先生方に個別相談という形でやっていただいたんですけども、そこも何か十分お話を、人数が少なかったんでできたかなというふうに思っています。かなり深いところまでお話をだったので、1回目としては充実した会になりましたので、ありがとうございます。

また、今後もいろいろ参加者をもう少し募れるように、教育委員会と協力してやっていきたいなと思います。ありがとうございました。

○石川教育長 私も参加させていただいて一番感じたのは、保護者同士が話をしていくときに、誰かが話すと、ほかの親が共感をしているんですね。その共感をしている中で、お互いに頑張りましょうねじゃないですかでも、そういう雰囲気が出来上がっていくのはすごくよかったです。

なので、最初はちょっとシーンとして始まったんですけども、保護者同士の話になつたら、かなり盛り上がっていましたよね。そういう意味では、発散できる場があったということで、いい会だったんじゃないかなというふうに感じています。

次回もああいったいい会を、次、その次と続けていくことによって、保護者の悩みを少しでも軽減していくけるのかなというふうに感じました。

○山田委員 保護者が元気にならないと、子どもにやっぱりよい影響を与えないで、そこをしっかりとやっていきたいなというふうに思っています。

○石川教育長 ありがとうございました。

ほかにいかがですか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○石川教育長 それでは、事務局からの諸報告へ移りたいと思います。

教育総務課からでよろしいですか。

○大塚次長 それでは教育総務課から報告をさせていただきます。

私のほうからは2点報告をさせていただきます。

まず1点目は、和光市教育振興基本計画の進捗について報告させていただきます。

次期計画の策定委員会第1回会議を10月14日に開催する予定です。この際、次期計画の素案を提示して、各委員さんから御意見をいただいていくことになるんですが、現在、素案を作成中で、会議の前に委員さんにお配りをするんですが、教育委員会の皆様にも、

そのタイミングまでには素案を作成したものを共有させていただきたいというふうに考えております。

第2回を12月に開催予定でして、そこまでに内容を調整していく関係もありますので、教育委員の皆様からも、もし素案を見ていただきて御意見があればいただきたいというふうに考えております。こちらのほうは準備が出来次第、お配りさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

2点目としましては、屋内運動場、小・中学校の体育館の空調機の設置工事の進捗状況について御報告をさせていただきます。

こちらは本年度第四小、第五小、広沢小、第二中の4校で行っているものでして、前回の会議では第五小について工事が終わったということをお伝えしましたが、現在、既に全ての学校で設置の作業は完了しております。完成検査を今度は29日に行う予定ですが、既にもう稼働ができる状態になっていますので、各学校で既に試行的に稼働させているというような状況になっております。

以上、報告をさせていただきます。

○石川教育長 続けて、学校教育課、お願ひいたします。

○辻次長 先ほど冒頭で教育長からもありましたが、2学期が8月の終わりから無事スタートしました。猛暑の影響で、外や体育館での活動等が難しいところもありましたけれども、ここに来て気温も落ち着きまして、秋のすがすがしい季節の中、教育活動にも一層力が入ってきたところです。

一方で、今月は大雨とか雷で、児童・生徒の下校等の緊急対応が幾つか必要になったところがありました。学校と市教委で連携しながら、児童・生徒の命の安全を最優先に対応を進めたところですが、いろいろ見えてきたところもありました。何事もなかったことをもって対応がよくできていたということにはせずに、その後の校長会ですとか校長研究協議会で、具体的に臨時の会議とかも設けて、各学校、共通して認識しておくことや各学校の実情に応じて対応しなければならないこと等を、改めて今回、校長先生と確認をさせていただいたところです。

今後、想定を超えるような気象事案、これを想定外ということにしないで、そういうことも含めて、もっと慎重に対応していかなければならないということを確認できましたので、まだまだこの後、台風とか来るかもしれません。引き続き情報共有を密に対応に努めていきたいと考えております。

1点、お手元に資料を、報告というか、情報提供になりますが、学校評価の改善についてということで、横のA4の資料になります。

現在も各学校では学校評価が行われております。こちらは国のガイドラインに基づいて行われているところです。児童・生徒や保護者、教職員の声を踏まえて、よりよい学校の改善につなげてきたところですが、現在、次の新しい学習指導要領の検討が進められている中、今後、その学校の教育活動が、工夫ですとか柔軟な対応ですとか、そういう学校の主体性の下、進められていくことが想定されます。そうなると、より自分たちで重点的に取り組んできたことをしっかりと検証して、それをまた改善につなげていくという自走できるような経営が必要だというところから、学校評価の改善を進める必要があるというふうに認識しています。

資料の表面は、学校評価とはというふうになっていて、基本的な事項、法的根拠ですかねと示させていただきました。

裏面のほうに現状で抱えている課題と、その改善の方向性で今考えているところを示したところです。

あわせて、ちょっと前後するんですけども、教職員アンケートを今、実施して、その状況等も踏まえて、今後の学校評価をより経営に資するようなものにしていけたらというふうに考えております。

大まかなものとしては、令和8年度から、これはしっかりと新たな学校評価ができるよう準備をしているところで、今後その準備の状況ですとか、できた資料等を、できたというか、途中経過のものを報告させていただきますので、ぜひ、委員の皆様からもお気づきの点がありましたらお声がけいただけたらと思います。

学校教育課からは以上です。

○石川教育長 ありがとうございました。

では続けて、生涯学習課、お願いします。

○細野課長 生涯学習課からは、10月に開催の主な事業についての御案内をいたします。

まず、公民館につきましては、南公民館まつりが10月17日金曜日から19日日曜日、それと中央公民館文化祭が10月24日金曜日から26日日曜日で、いずれも3日間の開催となります。内容とすると、利用団体による芸能、音楽、スポーツ、ダンスなどの発表や作品展示、模擬店などを行う予定になっております。

次に、図書館では、図書館まつりを10月25日土曜日と26日日曜日の2日間で開催しま

す。内容につきましては、25日土曜日に、本市出身の児童文学作家の大石真氏、今年、生誕100周年になるということで、それを記念して、児童文学評論家で作家の藤田のぼる氏の講演会を開催いたします。

最後に、新倉ふるさと民家園ですけれども、10月26日に秋の収穫祭を開催します。内容は、足踏み脱穀機などの農作業の体験ですとか、サツマイモの試食、野菜販売などで行います。

また、別件ですが、新倉ふるさと民家園がこの秋に、母屋のかやぶき屋根の修繕工事を行います。くれぐしという屋根のてっぺんの棟の部分の修復と、茅の傷んだ部分を抜き取って、新たな茅と差し替える「さし茅」の作業を行います。10月、11月の期間で、そういういた珍しい風景を、園の周りからも御覧いただけれるようになっていますので、近くにお越しの際は、ぜひ御覧いただければと思います。よろしくお願ひします。

○石川教育長 では続けて、スポーツ青少年課、お願ひします。

○森谷課長 私からは2点御連絡させていただきます。

委員の皆様の机上にお配りさせていただきましたカラーのパンフレットがございますが、こちらは10月13日に、わこうスポーツ祭り& BOSAIフェアということで、こちらは3年目になりますが開催を予定しています。

様々なスポーツに触れる機会を市民に提供ということで開催をして、BOSAIフェアと同時開催することで、防災等に興味がある人もスポーツに関心を持っていただけたり、スポーツのほうも防災に興味を持つていただけたりということで、相互に相乗効果を狙ったような形でできればということで企画を組んでいますので、ぜひ、お時間がありましたら、足を運んでいただければと思います。

2点目です。勤労青少年ホームについてです。市民環境部の産業支援課が所管する建物で、場所は新倉高齢者福祉センターのすぐ向かい側、宇野小児科付近です。築年数51年で、老朽化が見られており、使い方について検討しようということで、府内で検討委員会が立ち上りました。検討委員として生涯学習課長とスポーツ青少年課長が教育委員会からは出席させていただきまして、8月に会議があったところです。

内容としては、築50年を経過して、通常に使うと余命10年程度、長寿命化を図れば、さらに30年くらい延長可能ということで、使い勝手をどうするかというお話ですとか、そもそもどういう利用がふさわしいのかということを、改修の方向性も含めての検討をしています。使い方については、ほかの各部署でも何か活用の希望があるのか確認いた

だいているところです。

長寿あんしん課では特別養護老人ホーム、障害福祉課では一室利用想定の相談支援事業事務所、子ども家庭支援担当では、子どもの居場所のスペースを一室確保できないかといったような、お話がありました。

教育委員会の皆様も何かアイデア等がありましたら、こちらのほうにお寄せいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○石川教育長 それでは、各課からの説明が終わりましたが、何かここまで説明で質問はありますか。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○石川教育長 では、この後、非公開の案件がありますので、関係者以外は御退席をよろしくお願ひいたします。

閉会 午後 2時37分

第9回定例会会議録署名者

教 育 長

会議録署名委員